

**「令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙
及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査
に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令」の概要**
(令和8年総務省令・外務省令第1号、令和8年1月23日公布)

総務省自治政行政局選挙部選挙課

1 趣旨

- 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第1項第1号で定める在外公館等投票記載場所での投票の時間は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第142条第4項において午前9時30分から午後5時までとされているが、同条第5項において、特別の事情があると認められる在外公館等投票記載場所については、総務省令・外務省令で別に投票時間を定めることができることとされている。本省令は、令和8年1月23日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査における上記投票時間の特例を定めるものである。

2 内容

- それぞれの公館における投票最終日において、最終時間まで投票を実施した場合、投票用紙を運搬するためのフライトに間に合わない等の事情がある場合については、投票時間を切り上げるものとする。

3 施行期日

公布の日から施行